

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する意見書

北朝鮮による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国に対する主権の侵害であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

北朝鮮は、平成 14 年に開催された日朝首脳会談において拉致を認め、被害者 5 人の帰国が実現した。

しかしながら、それ以外の被害者については、今日まで、詳細な実態調査や真相究明が行われておらず、帰国に向けた進展が全くない状態が続いており、いまだ北朝鮮に取り残されたままとなっている。このほかにも、いわゆる特定失踪者の方を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者が数多く存在している。

拉致問題については、事件の発生から既に 40 年以上が経過し、被害者及びその家族の高齢化が進んでいる。再会がかなわぬまま亡くなられる家族もいる中で、北朝鮮に残されている被害者の心情や健康状態、肉親との再会を切なる思いで待ち続ける家族の心痛を察すると、もはや一刻の猶予も許されない状況にある。

よって、裾野市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 北朝鮮による拉致被害者の早期全員帰国に向けて、あらゆる手段の検討を行い、全力で取り組むこと。
- 2 特定失踪者の方を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定し、早期帰国の実現を図ること。
- 3 拉致問題を決して風化させないとの決意の下、さらなる国民的機運の醸成を図るため、教育現場を含めた様々な場における啓発を一層強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

静岡県裾野市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛

外務大臣

拉致問題担当大臣